

有線電気通信設備の道路占用の取扱いについて

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

竹林係員

栗本さん、教えていただきたいことがあるのですが。

栗本係員

いいよ。何かな？

竹林係員

先ほど、有線テレビジョン放送のためのケーブルの道路占用の申請を行いたいという電話があったのですが、有線テレビジョン放送施設については、義務占用に準じる扱いとして通達で規定されているので、そのような取扱いとして大丈夫でしょうか。

栗本係員

ちょっと待って。放送法が改正されたことに伴い、『「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて」の一部改正について』（平成23年6月23日付け国道利第4号国土交通省道路局長通知）が発出されてたよね。

竹林係員

あ、そうですね。確かこの前改正の通知が来ていましたね。

栗本係員

そうだよ。改正になったばかりだし、一緒に勉強してみようか。まずは、改正前の通達のおさらいからしてみようか。

竹林係員

はい。お願いします。

栗本係員

有線テレビジョン放送法の規定に基づき道路に設けられる有線テレビジョン放送施設と電気通信役務利用放送法に基づく電気通信役務利用放送のうち電気通信役務利用放送法施行規則に定める有線役務利用放送の用に供するため、道路に設けられる有線役務利用放送設備は、その公益性等にかんがみ、道路法第33条の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、原則として占用許可を与えるものとされていたよね。

竹林係員

はい。ただし、電線類地中化が予想される道路においては、必要な条件を付す等、将来の電線類地中化事業の推進の支障とならないよう特段の配慮をするようになっていました。

栗本係員

そうだね。新しい通達では、これらの事業者はどうなっているかな。

竹林係員

今回の通達では、放送法第126条第1項の規定に基づき総務大臣の登録を受けた一般放送事業者（登録一般放送事業者）が道路に設ける有線電気通信設備とされています。（資料1参照）

栗本係員

有線テレビジョン放送事業者や電気通信役務利用放送事業者については、それぞれの事業者を規定していた有線テレビジョン放送法及び電気通信役務利用放送法が廃止になり、改正された放送法で規定されている一般放送事業者として規定されることとなったよね。この事業者については、従前同様の取扱いをすることとなっているんだよ。

竹林係員

今回の通達では、「登録一般放送事業者」とされていますが、「登録」以外の手続きを行う一般放送事業者もいるということですよ？

栗本係員

放送法第133条で規定されている届出を行う一般放送事業者がいるよ。法改正前の有線ラジオ放送事業者などは届出一般放送事業者になったんだ。（資料2参照）

竹林係員

有線ラジオ放送事業者は、義務占用に準ずる扱いとなっていなかったもので、今回も登録一般放送事業者のみを対象とし、届出一般放送事業者を対象外としているんですね。

栗本係員

そうだよ。ただし、届出一般放送事業者の設ける有線電気通信設備のうち、難視聴対策のために設けるものについては、物件の設置目的の公益性にかんがみ、当該事業の用に供する有線電気通信設備の円滑な設置が行われるよう、占用の許可に当たって配慮することとされているんだ。

竹林係員

今般、局長通達の改正と合わせて、課長通知等が廃止になりましたよね。これはどうしてなのでしょう。

栗本係員

えーと、それは…。

渡邊課長

早速、有線電気通信設備の通達の勉強をしているみたいだね。課長通達等の廃止の理由についてかな？

竹林係員

あっ、課長、そうなんです。局長通知の改正と合わせて課長通知等の廃止もされたのですが、これはどうしてなのでしょう。

渡邊課長

課長通達の内容はどんなものだったかな。

栗本係員

申請書の添付書類について必要最小限とするものです。

渡邊課長

そうだね。申請書の添付書類については、例えば、平成7年の「道路占用許可（更新）手続き簡素化措置の徹底について」（平成7年3月6日付け建設省道政発第32号建設省道路局路政課長通達）等で、添付書類の簡素化等が再三に渡り徹底を図るよう求められているところだよ。そのため、今回の局長通知の改正に合わせて、再度、関係する通知の見直しを行った結果、他の通達等の指示もあり、現状として当該通知が廃止されたとしても、運用に齟齬をきたすことはない判断して、廃止に至ったんだよ。

栗本係員

なるほど。そうだったんですね。

竹林係員

そういえば、「有線テレビジョン放送施設の道路占用の取扱いについて」の一部改正について（平成14年2月13日付け道路局路政課道路利用調整室課長補佐事務連絡）については、廃止の通知は来ていませんでしたが、これはどういう扱いなんですか。

渡邊課長

事務連絡という形式のため、わざわざ廃止の通知は来ていないけど、当然、効力を失っているよ。内容については、局長通知等とあまり差のないものだからね。

竹林係員

そうだったんですね。

栗本係員

そういえば、この前行った居酒屋さんから、ポイントカードを新しくするって葉書が来ていました。これは一度、どういう改正が行われるのか早速、今日にでも勉強に行く必要があると思うのですが…。

渡邊課長

栗本君は、登録利用者なんでしょうけど、許可申請に対して十分な審査が必要なことに変わりありませんから、許可がすぐでるとは限りませんよ。

栗本係員

そんなあ…。

資料1

放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（一般放送の業務の登録）

第二百六条 一般放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送その他の一般放送の種類、一般放送の業務に用いられる電気通信設備の規模等からみて受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める一般放送については、この限りでない。

2～3（略）

資料2

放送法（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（一般放送の業務の届出）

第一百三十三条 一般放送の業務を行おうとする者（第二百六条第一項の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一～五（略）

2（略）